

## パブリック・コメントの結果について

- 1 意見募集期間 令和5年12月25日（月）～令和6年1月24日（水）
- 2 意見提出者 1名・1団体
- 3 意見件数 6件
- 4 意見概要と市の考え方

No.	意見概要	市の考え方	（案）の修正
1	若年性認知症や脳卒中の後遺症等による高次脳機能障害への支援について記して欲しい。	本計画では、介護を必要とする方への相談体制の充実や必要となるサービスの確保方策等について記載しているところです。 御指摘の若年性認知症や脳卒中の後遺症等による高次脳機能障害の方についても、介護が必要となった場合には本計画に基づく取組により、必要な支援を行ってまいります。	なし
2	医療と介護の連携だけでなく、障害福祉との連携についても計画に記し、さらに、若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者が、障害福祉サービスにもつながるようなケアパスの整備についても計画に記して欲しい。	国の介護保険事業計画に係る基本指針では、同計画は障害福祉計画との調和が保たれたものとしてされており、本計画も国の基本指針を踏まえて策定しているところです。 また、現行制度上も、第2号被保険者を含め、一定の要件を満たす場合には介護保険サービスに加えて障害福祉サービスの利用が可能であり、御指摘のケアパスの整備につきましては、まずは現状の課題やどのようなニーズがあるかを把握してまいります。	なし
3	若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳障害となり介護保険サービスの利用が優先される第2号被保険者への支援で、地域包括支援センターが、福祉分野と連携して、相談支援ができる体制の整備をしていくことを計画に記して欲しい。	いただいたご意見を反映し、「包括的相談支援体制の充実」において、「認知症高齢者やヤングケアラーを含む」の前に「属性や世代を問わず」を追記します。 （P56）	あり
4	「要介護認定の適正化及び介護認定審査会の簡素化・事務の効率化」における「質の向上」を図る際、若年性認知症や高次脳機能障害の特性を理解したうえでの対応ができるよう配慮して欲しい。	いただいたご意見は、今後の具体的な施策や事業運用の検討にあたって、参考とさせていただきます。	なし
5	「医療・介護関係者の研修の実施」に関して、「若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった方への支援について」を研修テーマとして取り上げて欲しい。 また、医療・介護・障害福祉の関係者の研修も考えて欲しい。	いただいたご意見は、今後の具体的な施策や事業運用の検討にあたって、参考とさせていただきます。	なし
6	認知症に関する普及啓発について 以前、認知症の親族が迷い人となった際や問合せをした際に、関係機関から心無い対応をされたことがあるので、認知症本人やその家族への配慮について、企業や行政機関、団体を対象とした研修を十二分に行っていただきたい。	いただいたご意見は、今後の具体的な施策や事業運用の検討にあたって、参考とさせていただきます。	なし